

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するとともに、特別職の秘書の退職手当の規定を整備するもの

二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引上げ
- (二) 一般職の職員の例により支給することとされている特別職の秘書の退職手当について、適用条文の明確化

三 施行期日

公布の日。ただし、令和六年度以降の期末手当の支給割合は令和六年四月一日